

第1回 蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会 会議概要

1 日 時 平成23年7月30日（土） 午後2：00～午後4：00

2 会 場 中央公民館1階 講座会議室

3 出席者 （敬称略）

委員：齋藤友之、玉井基義、芳野昇、大森妃佐、鈴木兼浩、石崎甲夫
岡本和子、植田富美子、梶島絵真、小田切豊雄、岸幸弘、戸塚涉輔
頼高英雄市長

事務局：関久徳（総務部次長兼政策企画室長）、伊藤浩一（市民生活部次長兼市民活動推進室長）、小谷野賢一（政策企画室室長補佐）、島田雅也（政策企画室主査）、慶野裕亮（政策企画室主査）、森本悠理（政策企画室主事）

4 内 容

【開会】

【委嘱状交付】

【市長あいさつ】

【自己紹介】

【議題】

（1）正副会長選出

会長に齋藤委員、副会長に玉井委員を選出

（2）会議の公開について

事務局から、会議の公開について（案）を説明（資料3・4参照）

⇒・会議の公開について、資料3「蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会の会議の公開について（案）」及び資料4「蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会の会議の傍聴にかかる取り決め（案）」のとおり取り扱うことです承。

委員：傍聴人は、資料は閲覧できるが持ち帰ることはできないとのことだが、私たちは所属団体の代表として出席しているので、自分の団体に会議の内容を報告する必要があると思う。その際に資料を見せるのは問題となるのか。

事務局：特に問題はない。団体の代表として来ている委員が自身の団体に報告する際は、当然資料が必要になるので用いてもらって構わない。

(3) 懇談会の目的及び今後のスケジュールについて

事務局から、懇談会の目的及び今後のスケジュールを説明（資料5・6参照）

委員：条例案を作るにあたって、市議会の議員を懇談会の委員に含めていない理由は何か。せっかく条例案を作っても、議会で否決されてしまえば作った意味がなくなる。それを避けるために、市議会の議員を1人でも委員に加え、条例の内容をきちんと把握してもらうことを提案する。

事務局：行政と議会の関係については、議員は市民から選ばれ、行政を監視する立場にある。確かに議員が委員に入れば議会で条例案が通りやすいのではという考えは理解できるが、私たちとしては、行政だけで条例案の策定を進めるのではなく、市民参画・協働という重要な条例であるため、パブリック・コメントを含めて市民の色々な方から意見をいただきたいと考えて、今回の懇談会を立ち上げた。議員には別の場できちんと報告したいと考えている。

委員：蕨市立病院経営改革プラン懇談会では、市議会議長を委員に入れて内容をきちんと把握してもらったため、議員の立場として議会ではっきりと申し上げてもらうことができた。いくらこの場でしっかり議論を行ったとしても、議会で議論になった時に議員が懇談会に参加していなかったために問題が生じるのは困る。それには、議員を委員に入れることにより、議会に対してアピールしていく必要があるのではないか。

副会長：こうした懇談会に議員を加えると、議員の発言力は強いため、懇談会がその議員の色に染まってしまうことも考えられる。この懇談会は市民の色で条例案を作っているという趣旨でやっているのだから、この段階で議員を加える必要はないと思う。

会長：議員を委員として懇談会に参加させるべきという考え方自体は理解できる。しかし、懇談会の過程で議員が関与したからといって、計画案が確実に決定されるかは別の話である。また、それを前提にすると、特定の議員が入って議会でそれを決定しようとする力が大きくなり、議会の権限を侵害することにもなる。これは本質的には制度上あまり許されるものではない。今回の懇談会は、あくまで市民レベルの皆さんのアイデアを、できる限り執行部である行政の作成する案に反映させて、条例の策定にあたっては、議会でもう一度審議するという考え方をとっている。自分たちがせっかく関わったものを実現させたいという気持ちは分かるが、最終的には議会という間接民主主義を経ないといけない。これまでの話からすると、「行政側は、極力懇談会の議論を反映してもらうよう、説明の段階で議会にしっかり説明をしてもらう」、「私たちは、極力多くの市民に賛同を得られるよう、このメンバーで議論を活発に行っていく」とするのが妥当な線だと思うがいかがだろうか。

一 同：了承。

(4) 市民参画・協働に関する経過について

事務局から、これまでの蕨市における市民参画・協働に関する経過を説明（資料7・8・9参照）

委員：基本方針は、今の説明にあったように、既に「市民参画・協働のまちづくり指針」

等で示されているとおりのことだが、基本というのは、中身をどうするかではなく、外側・内側をどう決めていくかという議論になると思う。

会 長：表現方法の違いかもしれないが、事務局の説明は、従来から市が定義してきた参画・協働に基づいて市が達成したものを報告したのだと思う。しかし、説明にあるとおり、具体的な参画・協働の仕組みができていない。実行ベースではそれぞれ行っているものはあるが、より安定的に参画しやすくするためのルール、市と市民と一緒に仕事をやる際の対等性を担保し、協働してよかったと思える仕組み等の中身を具体的に文章で表現していくことになる。原則的な考え方は、今日配付した内容のとおりで、それをさらに細かくしていくのがこれからの議論の内容になるのではないか。

委 員：次回以降の会議にあたっては、会議の結果をまとめたものを、事務局から報告してもらったうえで協議することは可能か。

会 長：事務局の説明にあったように、懇談会と並行して市の内部でも部会が開催される。この懇談会で出された意見は、部会に報告され、そこで検討された内容は、次の懇談会に間に合えば報告できるのではと思う。今回の会議内容が次回に反映されるとは必ずしも言えないが、原則としてはそういった考え方で構わないだろうか。

事務局：構わない。また、今回の懇談会の内容については、会議概要として次回の懇談会前に委員の皆さんに配付するので、それぞれが出された意見について確認してほしい。部会との関係については、すぐに部会で結論が出れば次回に報告することは可能だが、タイムラグが出る可能性はある。

会 長：懇談会で出された意見の中には当然、できること、できないことはあると思うが、できない場合はその理由を、受け入れた場合はどのように反映したかを説明してほしい。

事務局：了解した。

会 長：それらを積み上げていく形で議論を進めていきたい。これについては、皆さんになり代わって、できる限り私がチェックしていく。

委 員：年間の日程をみると、今回、私たちは懇談会のガイドラインについての説明を受けているが、次回以降は、部会から出てきた条例の案・骨子について意見を求められるという流れになるのか。

会 長：そのとおりで、決してまっさらな紙の上で一から作るわけではない。まずは出された骨子案にもとづき、条文にしたい項目・テーマについて意見を出し、内容が少し固まってきたら、実際に条文の形になったものをチェックすることになる。いずれも市から提供された資料について、私たちが意見を言うことになる。

委 員：一般市民の立場で、あればいいと考える条例について一から議論するのではなく、既に市として作りたいと考えている条例があるので、それについて懇談会で議論したいということか。

会 長：そうなる。市も初めての経験になるので、様々な自治体の実例を調べたうえで、蕨市に適した仕組み・内容がどのようなものかを念頭に、部会でアイデアを素案として出すことになると思う。ただ、どれだけ調べても、住んでいる人達の意見は絶対必要になる。そのため、その意見をしっかり聞いて、それに修正を加えながら、ある程度皆さんが納得できる条例にしていきたい。そのためには、自由闊達に思うところを言うことが重要になると思う。

委員：ある程度の案で構わないので、毎回の議論のアウトラインを出してほしい。そうした基本方針がないと、論点がずれてしまい、意見交換を行うことが不可能になると思う。

会長：基本方針というのは、会議の冒頭で「今日のテーマは〇〇なので皆さん意見をください」しかなく、それをどれだけ詰められるかは議論の仕方次第になる。また、毎回毎回の基本方針を作る作業は恐らくまだ間に合っていないと思う。そのため、各会議の冒頭で、今回のテーマと議論の内容について私から説明するということがどうだろうか。

委員：構わない。

委員：「市民参画・協働のまちづくり指針」は、あくまで市役所の部会で策定したということか。また、「わらび地域力発揮プラン」については、議会で作ったということではよろしいか。

事務局：指針については、平成19年に作ったものであるが、このような市民の懇談会を設けて意見をいただきながらも、基本的には市で作成する方法をとった。また、プランについても、同様に市民懇談会で意見をいただきながら、市が作成した。

委員：条例化についての全国的な傾向及び県内で条例化している自治体があるかについて知っておきたい。

事務局：県内の状況については、参画あるいは協働を条例化している自治体は多数ある。しかし、今回の蕨市のように参画・協働を並列して一本の条例にしている自治体はほとんど見られない。ただし、全国的にみるとそうした自治体もいくつかある。

委員：私たち委員としては、そうした市町村の事例について見ておきたい。

事務局：次回までには配付したい。

(5) その他

次回については、平成23年8月27日(土)午後2時から開催と決定。